

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年1月分）

|   | 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                            | 事業者の所在地           | 営業所の名称 | 営業所の所在地             | 行政処分等の内容              | 主な違反の条項                   | 違反行為の概要   | 事業者点数 | 営業所点数 |
|---|-----------|---------------------------------------|-------------------|--------|---------------------|-----------------------|---------------------------|---|-------|-------|
| 1 | 20260109  | 株式会社アンビ・ア（法人番号 8080001014637）代表者松永勝裕  | 静岡県焼津市栄町2丁目2番21号  | 静岡営業所  | 静岡県静岡市駿河区中島字寺東687-1 | 輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項 | 令和7年7月16日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)整備管理者の選任変更届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条) | 1     | 1     |
| 2 | 20260130  | 株式会社三交タクシー（法人番号 4190001003681）代表者内山宜哉 | 三重県四日市市新正3丁目3番地6号 | 桑名営業所  | 三重県桑名市大字安永900番地     | 輸送施設の使用停止（300日車）      | 道路運送法第20条                 | 令和7年8月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)  | 30    | 30    |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。